

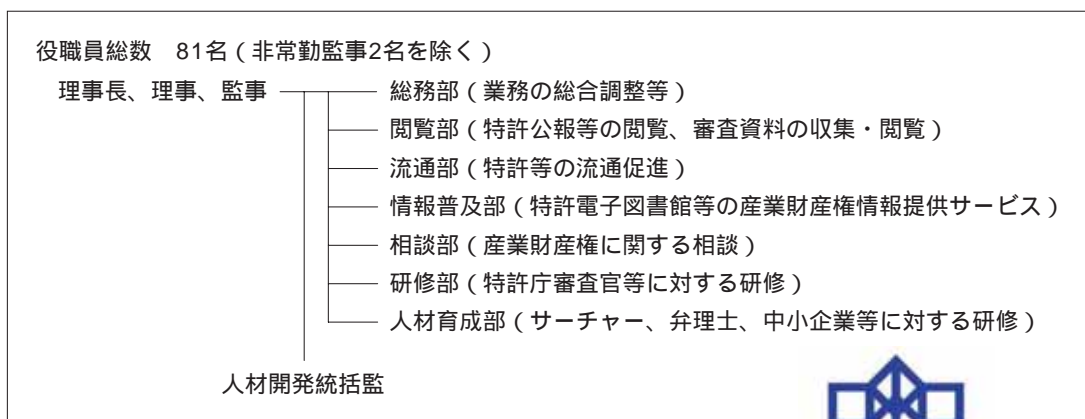
## 第7章

# 「独立行政法人工業所有権情報・研修館」における各種支援事業

独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）は、2001年4月に独立行政法人化し、2004年10月に「情報普及業務」及び「人材育成業務」が新たに追加され、名称を「独立行政法人工業所有権総合情報館」から「独立行政法人工業所有権情報・研修館」と改称し、新たなスタートをきった。

情報・研修館では、産業財産権制度を支える「情報」及び「人」という基盤と、これらが活用される「環境」の整備・強化を目的に、特許庁と連携しつつ、公報等閲覧、相談、特許流通促進、情報普及、研修、人材育成といった各種事業を実施している。

### 1. 組織 (<http://www.ncipi.go.jp/>)



【工業所有権情報・研修館シンボルマーク】

### 2. 公報閲覧事業 (<http://www.ncipi.go.jp/data/koho/index.html>)

特許庁庁舎2階の公報閲覧室では、約140台の専用線による閲覧用機器等を設置し、「特許電子図書館（IPDL）」、CD/DVD-ROM公報等の閲覧サービスを無料で行っている。

また、全国8か所（札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇）の地方閲覧室においても同様の閲覧用機器を設置し、閲覧等のサービスを行っている。2004年度の利用者は約7.2万人である。



【公報閲覧室】

### 3. 審査審判資料の提供事業 ( <http://www.ncipi.go.jp/data/sinsa/index.html> )

特許庁の審査・審判で利用される各種技術文献(図書等)を広く国内外から収集し、特許庁の審査・審判資料として提供している。

また、収集した各種技術文献は一般の利用者にも閲覧サービスを行っている。



【技術文献資料】

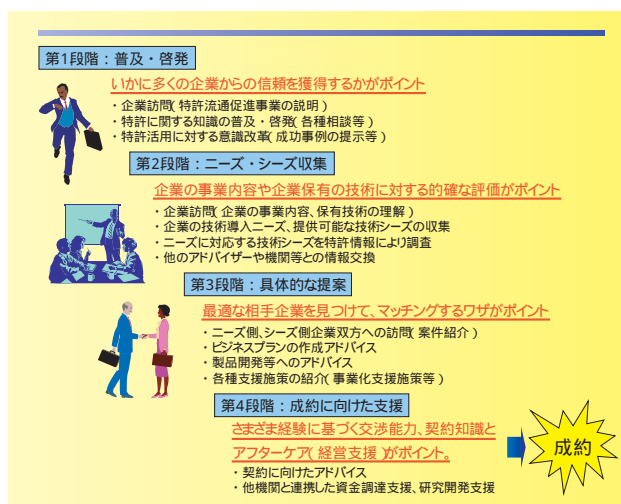
### 4. 特許流通促進事業 ( <http://www.ryutu.ncipi.go.jp/index.html> )

開放意思のある特許(開放特許)を企業間及び大学・公的試験研究機関と企業の間において円滑に移転させることにより、中小・ベンチャー企業の新規事業の創出や新製品開発を活性化させるため、特許流通促進に向けた各種事業を実施している。

#### (1) 人材活用等による特許流通の促進

##### 特許流通アドバイザー

企業や大学・公的研究機関等が保有する開放可能な特許技術の発掘と、中小・ベンチャー企業等の技術導入に対するニーズを把握し、両者のマッチングを図ることを目的として、知的財産権や技術移転に関する豊富な知識・経験を有する専門人材である特許流通アドバイザーを、都道府県・TLO等からの要請により派遣している(2005年4月現在106名)。



##### 特許流通促進セミナー

地域中小企業における技術移転や特許情報の活用を普及・促進を目的として、特許契約のポイントや最近の注目トピックの紹介を含むセミナーを全国各地で開催している。

##### 特許ビジネス市

特許技術などのシーズを保有する企業が、特許技術の内容やビジネスプランを提示し、参加者から当該技術についてライセンスや共同研究、資金提供等の各種提携の申し出を募る市を開催している。

## (2) 開放特許情報等の提供

### 特許流通データベース、アイデアデータベース

活用可能な開放特許を産業界や地域の企業に円滑に流通させ実用化を推進していくため、企業や大学・公的研究機関等が保有する開放特許をデータベース化し、インターネットを通じて公開している。「ライセンス情報(譲渡含む)」及び「ニーズ情報(導入希望情報)」のデータ登録が誰にでもできるオープンなシステムになっているほか、特許電子図書館(IPDL)とのリンクにより関連する特許情報を見ることが、企業のホームページとのリンクにより企業情報を見ることがもできる。

特許流通データベースへの「ライセンス情報」の登録件数は事業開始当初の1997年から増加し、2005年4月現在で約58,000件となっている。

また、特許流通データベースのライセンス情報を対象に「その特許の可能性(何ができるか、どこで使えるか)」についてやさしく解説し、権利者の想定分野に縛られない用途展開を提案することで、事業構築のヒントを提供する「アイデアデータベース」を公開し、2005年4月現在の登録件数は14,000件となっている。

### 開放特許活用例集

特許流通データベースに登録されている開放特許の中から、事業化の可能性が高いと思われる案件に製品イメージ等を加えたビジネスアイデア集、「開放特許活用例集」を作成している。冊子による配布のほか、情報・研修館のホームページ上でも公開している。

掲載された特許技術に関して特許提供者と連絡を取りたい場合には、特許提供者に直接コンタクトを取るか、特許流通アドバイザーを通じて連絡を取ることができる。

< 開放特許活用例集に掲載された特許技術 >

1998年度：100件、1999年度：200件、2000年度：150件、2001年度：200件、  
2002年度：213件、2003年度：206件、2004年度：209件

### 特許流通支援チャート

中小企業が、特に、異業種分野からの技術導入を図る際の参考となるように、特許情報からみた技術の解説書(パテントマップ)、「特許流通支援チャート」を作成している(2004年度までに88テーマ作成)。

特許流通支援チャートは、技術テーマごとに過去10年間の特許情報を分析し、技術の成熟度、技術開発課題に対する解決手段の動向等を分かりやすく解説したもので、研究開発の方向性策定、異業種分野への進出や新たな事業展開の検討に際して、さらには当該技術分野の技術シーズや特許保有企業の発掘等に活用可能である。

情報・研修館のホームページにおいて無料で公開しているほか、2002年度版からはCD-ROMによる無償頒布も実施している。

### 特許情報活用支援アドバイザー

特許情報活用による地域産業の活性化策を支援するため、特許情報活用の専門家である特許情報活用支援アドバイザーを全国の都道府県に派遣している(2005年4月現在52名)。特許情報検索の方法の指導や、その活用に関する相談に応じるとともに、講習会の開催を行

う等、特許情報に関する様々な要望に応じている。

### (3) 特許流通を行う人材育成

#### 知的財産権取引業者データベース

知的財産権取引ビジネスを振興するため、知的財産取引をしたい方とそれらの取引を仲介する事業者の方の出会いの場を提供することを目的としたデータベースを作成している。

#### 国際特許流通セミナー

我が国の知的財産権取引に係わる事業者の業務スキルの向上や、人的ネットワーク構築のため、海外の大学、企業、自治体等で特許流通・技術移転に携わっている専門家を招へいし、我が国の第一線で活躍している方々との合同ディスカッションやワークショップを開催している。

#### 知的財産権取引業育成支援研修

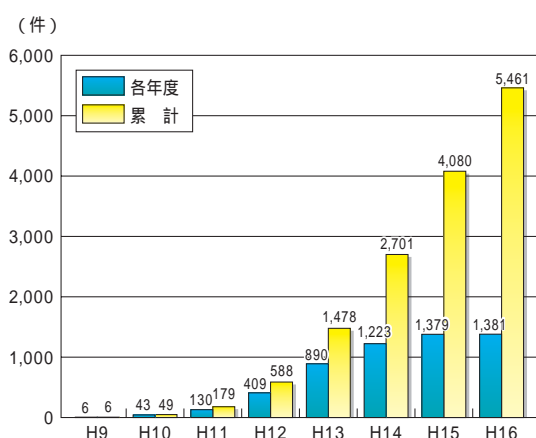
不足している我が国の知的財産取引に係わる人材育成を目的として、基礎研修、実務研修、実務者養成研修を開催している。

#### < 2004年度実績 >

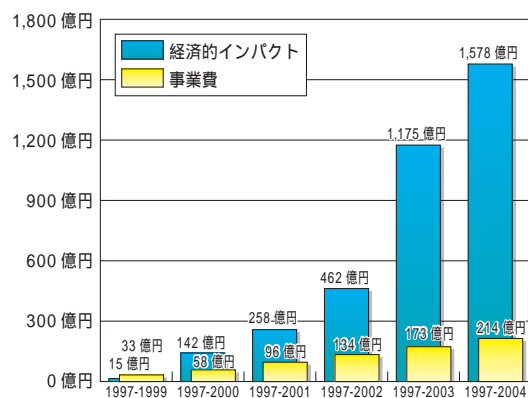
- ・基礎研修 9回（2日間開催） 受講者 633名
- ・実務者研修 3回（12日間開催） 受講者 237名
- ・実務者養成研修 3回（14日間開催） 受講者 60名

これらの総合的な特許流通促進事業の効果として、2004年度までの特許流通アドバイザーによる成約件数は累計5,461件、経済的インパクトは累計1,578億円に達している。

【特許流通アドバイザー技術移転成約件数の推移（累計）】



【特許流通促進事業の経済的インパクトと事業経費】



## 5. 情報普及事業 ( <http://www.ncipi.go.jp/info/index.html> )

重複する研究開発の防止、既存技術を活用した研究開発の推進、権利侵害の防止等を図る上で重要である産業財産権情報を様々な形で提供するとともに、その普及のための事業を展開している。

### (1) 整理標準化データの提供

特許庁で生成される審査経過情報等の各種情報をSGML形式のデータに整理標準化し、マージナルコストで提供している（特許、実用新案のデータについては、情報の加工等に優れているXML形式で提供）。また、紙媒体で発行された公報のイメージデータを収録している総合資料電子データファイル等も提供している。

このような整理標準化データを元に、企業等における社内データベースの構築や民間の特許情報提供事業者による個別ニーズに則した、多様な高付加価値サービスの提供が行われている。

### (2) 特許電子図書館<sup>1</sup>

#### (IPDL : Industrial Property Digital Library) サービスの提供

インターネットを利用して産業財産権情報を検索・閲覧できる「特許電子図書館」サービスを無料で提供している。特許電子図書館では、明治以来発行されている5,400万件の特許・実用新案・意匠・商標の公報類や、審査・登録・審判に関する審査経過等の関連情報が閲覧可能となっている。

また、2005年3月には、特許・実用新案公報のテキストデータ一括表示機能や、経過情報検索への侵害訴訟情報、分割出願情報の追加を行うなど、定期的にユーザーの利便性向上やサービスの拡充を図っている。



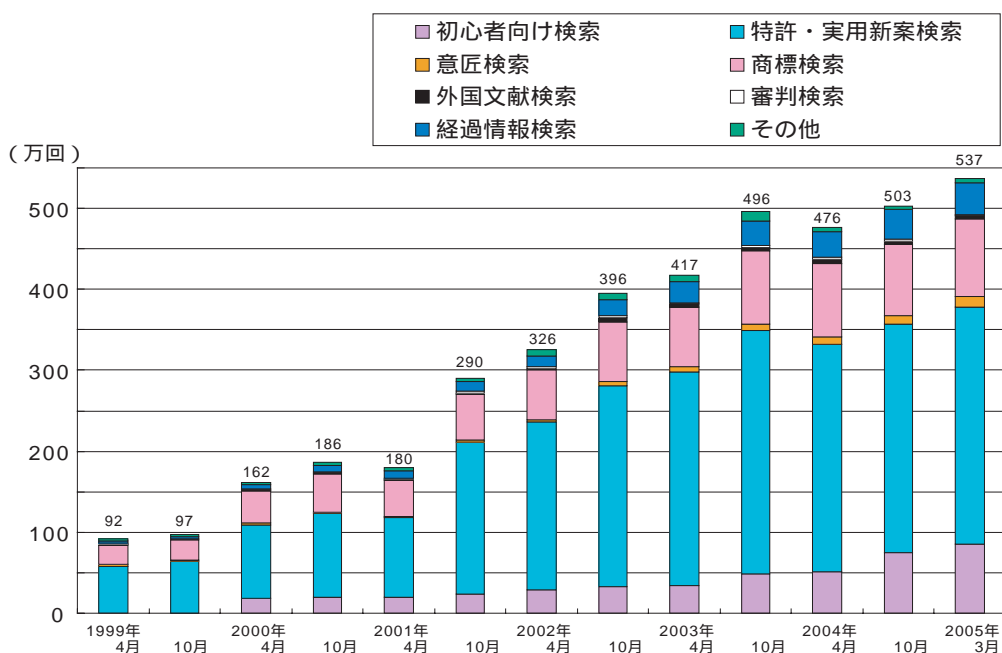
【特許電子図書館トップページ】

これらの情報は、インターネットによる提供に加え、情報・研修館、同館地方閲覧室及び各都道府県（一部を除く）の知的所有権センター等の閲覧施設に専用端末を設置し、専用線による一層の高速かつ高精細・大画面によるサービスを提供している。

特許電子図書館の利用状況は、サービス開始直後の1999年4月において約100万件であった月間検索回数が、その後提供サービスの充実に伴い利用者が急増し、現在では毎月約500万件に達している。

<sup>1</sup> 特許電子図書館トップページ <http://www.ipdl.ncipi.go.jp/homepg.ipdl>

【特許電子図書館月間検索回数の推移】



### (3) 他国特許庁との産業財産権情報の交換及びその情報の活用

三極特許庁（日本国特許庁・米国特許商標庁・欧州特許庁）協力及び二国間特許庁（中国国家知識産権局、韓国特許庁等）での合意に基づいて産業財産権情報のデータ交換を行っている。

#### 外国の特許庁・国際機関への提供

三極及び二国間特許庁の合意に基づき、日本国の産業財産権情報を加工し、外国の特許庁・国際機関に提供している。

#### 和文抄録データの作成・提供

高度かつ広範囲な技術内容を網羅している米国特許明細書、米国公開特許明細書、欧州公開特許明細書の和文抄録データを作成し、特許庁の審査資料として提供している。また、特許電子図書館等を介して一般にも広く提供している。

#### 公開特許公報英文抄録（PAJ）の作成・提供

公開特許公報の英文による抄録データを作成し、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願の先行技術調査の最小限資料として各国特許庁へCD-ROMで提供している。

## 6. 産業財産権相談事業（<http://www.ncipi.go.jp/qanda/index.html>）

特許庁庁舎2階に相談窓口を常設し、産業財産権取得のための出願手続など産業財産権に関する一般的な相談に応じている。また、窓口での相談業務のみならず、電話、電子メール又は文書でも受け付けている。2004年度の相談件数は、電話、電子メール、文書を含めて約6.1万件である。



【相談ブース】

## 7. 人材育成事業 (<http://www.ncipi.go.jp/jinzai/index.html>)

知的財産業務を支える人材の育成を図り、特許庁における審査・審判の迅速化や企業等における知的財産戦略の構築、適切な権利保護及びその活用等に貢献するための研修を提供している。

### (1) 特許庁職員に対する研修事業

#### 審査・審判系職員研修、事務系職員研修

特許庁が定めた研修の基本方針及び計画等に基づき、審査・審判系職員研修として審査官コース研修、任期付職員（特許審査官補）初任研修、審判官コース研修等を実施している。また事務系職員研修として審判書記官研修、産業財産権専門官研修等を実施している。

#### 任期付審査官の研修

2004年度から5年にわたり、毎年100名程度の任期付審査官補を採用して、2年間で審査官昇任への能力を取得するために必要な、法律知識・実務能力等の修得を目的とした研修を実施している。また、審査・審判実務の経験者を含む外部人材を講師とした特別講座を開設している。

#### 専門能力向上のための研修

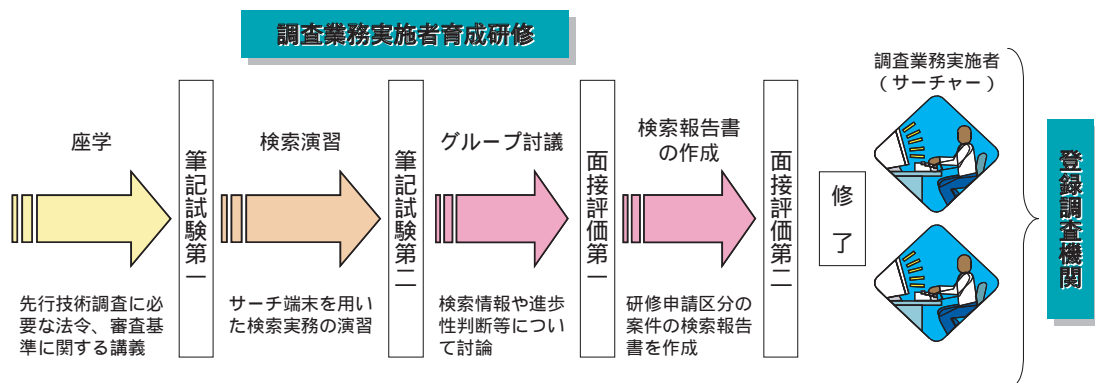
特許庁職員の総合的な能力向上のため、国際化への対応能力向上、情報化への対応能力強化、行政ニーズ変化への感応度向上、法的専門能力向上等を目的とした各種研修を実施している。

### (2) 特許庁職員以外の者に対する研修事業

#### 調査業務実施者育成研修

登録調査機関の調査業務実施者（サーチャー）になるために必要な法定研修（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条に規定）を実施している。

精度の高い先行技術調査を行う調査業務実施者の着実な育成は、特許審査迅速化を実現するためにきわめて重要である。このため、本研修は調査業務実施者として必要な基礎的能力の修得支援を目的として、特許法等の講義やサーチ端末を用いた検索実務の演習など調査業務に必要な知識を網羅した内容となっている。



#### 知財専門人材に対する研修

弁理士等の知財専門人材においては、高度化・複雑化する企業や大学の研究開発成果を適切に保護するために、特許制度や審査基準の正確な理解が求められている。また、取得した権利の活用においても権利の適切な運用や権利範囲の正確な判断には特許制度や審査基準の深い理解が欠かせない。このため、知財専門人材の実務能力の向上を目的として、弁理士・企業知財部員等を対象とした審査基準等に関する討論型の研修を実施している。

#### 中小・ベンチャー企業に対する研修

中小・ベンチャー企業には、知的財産は単なる知識ではなく攻撃防御のための経営手段として積極的に活用することが求められている。このため、中小・ベンチャー企業の特許侵害事件への対応力強化と知財マインドの向上を目的として、特許侵害警告に関する実践的な研修を実施している。

#### 政府・行政機関職員向け研修

知的財産を地域の活性化に役立てるといふ新たな動きをバックアップするため、地方公共団体の職員等を対象として、知的財産の基礎的知識の修得支援を目的とした研修を実施している。

#### 情報通信技術を活用した人材育成（IP・eラーニング）

知財関連人材の研修機会の拡充と内容の充実のため、いつでもどこでも効率よく自己研鑽を図る手段として注目を集めつつあるeラーニングによる人材育成を実施している。

#### 民間との連携強化

知財人材の育成に関する相互協力の推進と官民の役割分担を明確化するため、定期的に民間の人材育成主要団体と知財人材育成連絡会議を開催している。



【サーチ端末を用いた検索実務の演習】



【討論型の研修】